

平田村耐震改修促進計画

【令和4年度～令和12年度】

令和4年6月

平 田 村

目 次

はじめに

1	計画策定の背景	1
2	計画の期間	2
3	耐震化を図る建築物	2

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1	想定される地震の規模、被害の状況	2
2	耐震化の現状と目標設定	3

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	4
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	4
3	安心して耐震改修を行うことができるための環境整備	4
4	地震時の建築物の総合的な安全対策	4
5	優先的に着手すべき建築物の設定	5

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1	ハザードマップの作成・公表	6
2	相談体制の整備・情報の充実	6
3	パンフレットの作成とその利活用	6
4	自治会等との連携	6

第4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1	関係団体等による協議会の設置及び連携	7
2	その他	7

はじめに

1 計画策定の背景

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、マグニチュード（M）7.3、最大震度7という都市直下型地震であり、倒壊した住宅・建築物等が6,434人もの尊い生命を奪っただけでなく、多くの人々の避難や救援・救助活動を妨げ、被害を拡大させました。

その後も、平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震など近隣県を含めて大規模地震が頻発し、平成23年3月11日には、東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）が発生しました。

この大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震で、福島県など4県で震度6強以上を観測し、およそ2万人近い死者と2,500人を超える行方不明者を出すなど、自然災害としては戦後最大となる甚大な被害をもたらしました。

そして、10年後となる令和3年2月には、マグニチュード（M）7.3、最大震度6強の地震が福島県沖で発生（以下、「福島県沖地震」という。）し、本村も再び被害を受けることとなりました。

このように、日本では大地震が頻発しており、大地震の可能性が低いといわれていた地域で発生し、甚大な被害をもたらしたことから、大地震は、いつ、どこで発生するか分からず、我々の身近なところで起こる避けることのできない事象であることから、様々な分野で地震発生時の被害を可能な限り軽減できるよう、平時から十分に備えておくことが極めて重要であり、建築分野においては、住宅・建築物の耐震化や減災化を計画的に進めていくことが求められています。

本計画は、本村が住宅・建築物の耐震化を促進していくための基礎となるものであり、耐震化に係るこれまでの取組状況や社会情勢等の変化、国が掲げた新たな耐震化目標や基本的な方針等を踏まえながら、これまでの計画に必要な見直しを加えた第2期の平田村耐震改修促進計画となります。

2 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和12年度までの9年間とします。

3 耐震化を図る建築物

村民は、自ら所有又は管理する建築物について、地震に対して安全性を確保するよう努力する必要がある、本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として以下に示すもののうち旧耐震基準により建設されたものを対象とします。

(1) 住宅

村民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。

(2) 公共建築物

公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや、多くの村民が集まることから耐震化を積極的に推進します。(特に法第14条第1項に規定する特定建築物のうち公共建築物)

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

平田村地域防災計画では、福島県地域防災計画において想定している4種類(内陸部3、海洋部1)の地震の内、とりわけ「福島県沖地震」が本村へ大きな影響を及ぼす地震として想定しています。

予想される地震の規模、被害の状況の概要は下記のとおり。

想定区分	福島県沖	双葉断層
想定地震	M7.7 浅部 D=20 km	M7.0 W=5km D=10km
想定震度	最大6弱	最大6強
木造大破棟	4,733 棟	7,723 棟
非木造破壊棟	158 棟	217 棟
死者(夜/昼)	346 人/131 人	553 人/203 人
負傷者(夜/昼)	1,632 人/1,661 人	2,908 人/2,948 人
避難者	35,798 人	28,599 人

(福島県地域防災計画・地震・津波対策編より(上表数値は想定影響地域の総計を示した。))

2 耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅

令和4年1月現在、本村の住宅の耐震化の状況は下表のとおりです。居住世帯のある住宅約2,985戸のうち、耐震性がある住宅は約1,895戸で耐震化率は63.48%となります。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和7年度までに95%とし、令和12年度までに概ね解消とすることを目標とします。

表 1-1 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標

(単位:棟)

区 分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年 以前の住宅 ②	住 宅 数 ④ (①+②)	耐 震 性 有 住 宅 数 ⑤ (①+③)	現 状 の 耐 震 化 率 (%) ⑤/④	耐震化率の 目標 (%) (令和 7 年度末)
		内 耐 震 性 有 ③				
木 造	1,253	1,617 533	2,870	1,786	62.23	—
非木造	87	28 22	115	109	94.78	—
合 計	1,340	1,645 555	2,985	1,895	63.48	95%

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※平成 15 年に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和 55 年以前の木造住宅のうち 33%を耐震性有とした。

※昭和 55 年以前の非木造住宅のうち、昭和 46 年以前のものは耐震性能がないと見なした。

(2) 公共建築物

村が所有、または管理する建築物は 12 棟あり、旧耐震基準により建築されたものの耐震化を進めてきました。

令和 4 年 3 月 31 日時点の耐震化率は 100%であり、令和 7 年度末までに概ね解消するという目標を達成しています。

表 1-2 特定建築物(用途ごと)の耐震改修目標値

(単位：%、棟)

	昭和 56 年以 降の建物	昭和 55 年 以前の建物	建築物数	現状 耐震化率 (%)	目標
		耐震 性有			
特定建築物(法第 6 条第 1 項)	9	3 3	12	100	令和 7 年 度までに 概ね解消
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	1	1 1	2	100	
避難施設 (学校、体育館等)	8	2 2	10	100	

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取組むことが不可欠です。村は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

村民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制(耐震改修促進税制、住宅ローン減税)を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図るものとします。

3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

(1) 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制(建築士と大工2名以上)、報告様式、写真等データの作成方法を定めた「福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び工事等請負有資格業者が連携した体制の整備に努めます。

(2) 村民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等を村広報紙、行政だより、パンフレット、福島県のパネル等により広報するとともに、定期的な防災関連記事等の村広報紙への掲載に努め、村民の防災意識の向上を促します。

また、地震防災マップの作成、公表ができるように努めます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間をもつ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため村では、県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう指導します。

また、建築物の不燃化を促進するとともに、関係機関と連携を図り、住民等に対し総合的な防災知識の普及に努めます。

(2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物の応急危険度判定が必要な場

合は、村は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備を検討します。なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備を図る。

5 優先的に着手すべき建築物等の設定

(1) 優先的に着手すべき建築物

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・木造住宅

(2) 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、平田村地域防災計画第2編第1章第8節、9節で定める避難路、避難地及び緊急輸送路等の沿線とします。

表2 地域防災計画で指定されている路線等

種別		路線名	区間
緊急避難輸送路	国道	国道49号	村内全線(第1次確保路線)
		国道349号	村内全線(第2次確保路線)
	主要地方道	矢吹小野線(あぶくま高原道路)	村内全線(第1次確保路線)
		矢吹小野線	村内全線(第2次確保路線)
	一般県道	北方遅沢線	国道49号～石川鴉子線 (第2次確保路線)
		石川鴉子線	国道49号～北方遅沢線 (第2次確保路線)
	村道	101号線	鴉子字塚田33-1～永田字切田51(第2次確保路線)
		1114号線	永田字切田51～永田字切田116(第2次確保路線)
避難路等	避難路	平田村地域防災計画に基づき策定される「避難計画」により選定される路線	
	避難地・施設等	小中学校、体育館、公民館等の公共施設及び地域集会施設	

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 ハザードマップの作成・公表

村では、第2の5の(1)・(2)の建築物、道路等を記載した地図を作成し公表します。また、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)」の作成を検討します。

2 相談体制の整備・情報の充実

本村では、産業建設課を窓口として専門家診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、村民からの建築相談に応じられるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は福島県県中建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部県民安全領域や、県中地方振興局(県民生活課)、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課と連携して対応することとします。

また、必要に応じて村ホームページにて耐震補強等の情報を提供していきます。

3 パンフレットの作成とその利活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」(福島県住宅耐震診断促進事業の紹介)を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努める。

また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレットやパネル等を活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間の機会、村の各種行事やイベント等の機会を捉え普及啓発を図ります。

4 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。

村内の自主防災組織は、村と連携した活動を継続的に行っているが、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は、日本郵政(株)とのワンストップサービス事業契約の活用や地域の協力がなければ難しく、今後も住民が団結して組織的に行動することが効果的であることから、行政区を中心とした自主防災組織の活動は極めて重要です。

村は、専門家や技術者は検討の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や地区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。

第4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体等による協議会の設置及び連携

建築物の地震対策の推進を図るため、県及び市町村が連携して設置した「福島県建築物地震対策連絡会議」等との連携による取り組みを行います。

2 その他

本計画は、村内の耐震化の促進に関する総合的な計画として、村民の安全で安心できる街づくりのために定めるものであり、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し必要に応じて見直しを実施します。

なお、本計画を実施するにあたり必要な事項は、別途定めるものとします。